

第 29 号議案

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例の件  
神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例

(国際会議場条例の一部改正)

第 1 条 神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）の一部を次のように改  
正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及  
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線  
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）  
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改  
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



小 会 議 室	[略]	[略]	28,000	35,000	35,000	57,000	63,000	82,000	7,000
	[略]	[略]	21,000	27,000	27,000	42,000	49,000	63,000	6,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	14,000	18,000	18,000	28,000	32,000	41,000	4,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	10,000	12,000	12,000	18,000	20,000	26,000	3,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

施設区分	利用料金	時間外の利用料金
全施設	1日につき <u>1,380,000円</u>	30分につき <u>106,000円</u>
5階会議室(501~505)を除く 全施設	1日につき <u>1,076,000円</u>	30分につき <u>83,000円</u>
メインホール等を除く全施設	1日につき <u>1,216,000円</u>	30分につき <u>102,000円</u>
メインホール等及び5階会議 室(501~505)を除く全施設	1日につき <u>871,000円</u>	30分につき <u>73,000円</u>

備考 [略]

(3) [略]

小 会 議 室	[略]	[略]	24,000	30,000	30,000	49,000	54,000	71,000	6,000
	[略]	[略]	18,000	23,000	23,000	36,000	42,000	54,000	5,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	12,000	15,000	15,000	24,000	27,000	35,000	3,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	8,000	10,000	10,000	15,000	17,000	22,000	2,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

施設区分	利用料金	時間外の利用料金
全施設	1日につき <u>1,200,000円</u>	30分につき <u>92,000円</u>
5階会議室(501~505)を除く 全施設	1日につき <u>935,000円</u>	30分につき <u>72,000円</u>
メインホール等を除く全施設	1日につき <u>1,057,000円</u>	30分につき <u>88,000円</u>
メインホール等及び5階会議 室(501~505)を除く全施設	1日につき <u>757,000円</u>	30分につき <u>63,000円</u>

備考 [略]

(3) [略]

(国際展示場条例の一部改正)

第2条 神戸国際展示場条例(昭和55年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全施設（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>3,072,000円</u>	30分につき <u>193,000円</u>
1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,484,000円</u>	30分につき <u>156,000円</u>
1号館及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,830,000円</u>	30分につき <u>114,000円</u>
2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>2,079,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,830,000円</u> )	30分につき <u>130,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>115,000円</u> )

イ 1号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき <u>1,242,000円</u>	30分につき <u>79,000円</u>
展示室	1階の全部使用	[略]	1日につき <u>665,000円</u>
	2階の全部使用	[略]	1日につき <u>701,000円</u>
	2階の一部使用	[略]	1日につき <u>443,000円</u>
	[略]	1日につき <u>342,000円</u>	30分につき <u>22,000円</u>

改正前

別表（第8条関係）

(1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全施設（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,671,000円</u>	30分につき <u>167,000円</u>
1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,160,000円</u>	30分につき <u>135,000円</u>
1号館及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,591,000円</u>	30分につき <u>99,000円</u>
2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,807,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,591,000円</u> )	30分につき <u>113,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>100,000円</u> )

イ 1号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき <u>1,080,000円</u>	30分につき <u>68,000円</u>
展示室	1階の全部使用	[略]	1日につき <u>578,000円</u>
	2階の全部使用	[略]	1日につき <u>609,000円</u>
	2階の一部使用	[略]	1日につき <u>385,000円</u>
	[略]	1日につき <u>297,000円</u>	30分につき <u>19,000円</u>

多目的室	[略]	1日につき	58,000円	30分につき	4,000円
------	-----	-------	---------	--------	--------

ウ 2号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき 1,491,000円	30分につき 94,000円	1日につき 1,242,000円	30分につき 79,000円
展示室	北半分の使用	[略] 589,000円	[略] 37,000円	[略] 460,000円	[略] 29,000円
	南半分の使用	[略] 529,000円	[略] 34,000円	[略] 410,000円	[略] 26,000円
会議室	2階	[略] 170,000円	[略] 11,000円	[略] 127,000円	[略] 9,000円
		[略] 61,000円	[略] 5,000円	[略] 46,000円	[略] 4,000円
	3階	[略] 224,000円	[略] 14,000円	[略] 168,000円	[略] 11,000円
		[略] 73,000円	[略] 5,000円	[略] 55,000円	[略] 4,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
展示室	[略]	1日につき 756,000円	30分につき 48,000円	1日につき 588,000円	30分につき 37,000円

多目的室	[略]	1日につき	50,000円	30分につき	3,000円
------	-----	-------	---------	--------	--------

ウ 2号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき 1,296,000円	30分につき 81,000円	1日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展示室	北半分の使用	[略] 512,000円	[略] 32,000円	[略] 400,000円	[略] 25,000円
	南半分の使用	[略] 460,000円	[略] 29,000円	[略] 356,000円	[略] 22,000円
会議室	2階	[略] 147,000円	[略] 9,000円	[略] 110,000円	[略] 7,000円
		[略] 53,000円	[略] 4,000円	[略] 40,000円	[略] 3,000円
	3階	[略] 194,000円	[略] 12,000円	[略] 146,000円	[略] 9,000円
		[略] 63,000円	[略] 4,000円	[略] 47,000円	[略] 3,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
展示室	[略]	1日につき 657,000円	30分につき 41,000円	1日につき 511,000円	30分につき 32,000円

(2) 駐車場の利用料金

区分	利用料金
普通駐車	最初の2時間まで <u>400円</u> 超過1時間までごとに 150円
定期駐車	[略]

備考 [略]

(2) 駐車場の利用料金

区分	利用料金
普通駐車	最初の2時間まで <u>300円</u> 超過1時間までごとに 150円
定期駐車	[略]

備考 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に神戸国際会議場条例第 5 条及び神戸国際展示場条例第 5 条の許可を受ける者が納付すべき使用料について適用し、同日前に神戸国際会議場条例第 5 条及び神戸国際展示場条例第 5 条の許可を受けた者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

## 理 由

神戸国際会議場及び神戸国際展示場の利用料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。